め、同表附則第十八条の三第二項第二号ロの項中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第三号ロの項中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第十八条の三第三項の項中「附則第十八条第七項第二号イ」を「附則第十八条第六項第二号イ」に改め、同表附則第十八条の三第四項第一号ロの項中「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十一条」の下に「又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第十九条の四第六項の項中「附則第十九条の四第六項」を「附則第十九条の四第四項」に、「附則第十八条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、「前各項」を「附則第十八条第七項第三項」に改め、同表附則第十九条の四第七項の項中「附則第十八条第六項」を「附則第十九条の四第五項」に、「第五項」を「第三項」に、「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に改め、同表附則第十九条の四第七項及び第十九条の四第五項及び第六項」に、「から第五項まで」を「から第三項まで」に、「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第四項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第五項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第六項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項の表中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改める。

附則第二十四条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地据置固定資産税額」を削り、「、市街化区域農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地据置固定資産税額」を「若しくは市街化区域農地調整固定資産税額」に改める。

附則第二十五条の前の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては十分の八、商業地等にあつては」を削り、同条第三項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に、「、第四項及び第五項の」を「及び第四項の」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「、第四項及び第五項」とあるのは「及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第一項、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十五条の三第一項中「附則第二十五条第七項」を「附則第二十五条第六項」に、「附則第十八条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号イ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同項第二号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号イ及びロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号イ及びロ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「附則第二十五条第七項」を「附則第二十五条第六項」に、「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十一年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「同条第七項第四号」を「同条第六項第四号」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第一号中「平成二十一年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十三年度類似用途変更宅地等」を「平成二十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第二号中「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第三号中「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第三号中「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号ロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同条第五項中「平成二十一年度から平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十五年度から平成二十六年度まで」に改める。